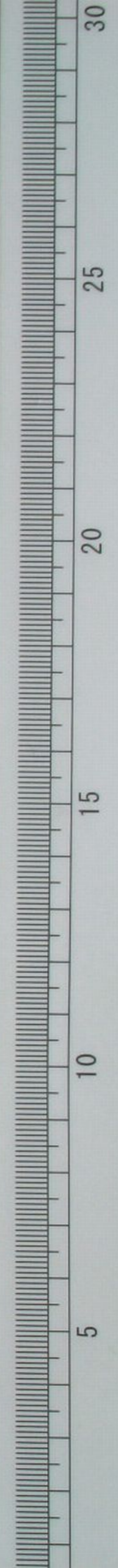


特別  
14  
1919  
88





熱海教員談

一

門 14  
1919  
卷 8

特

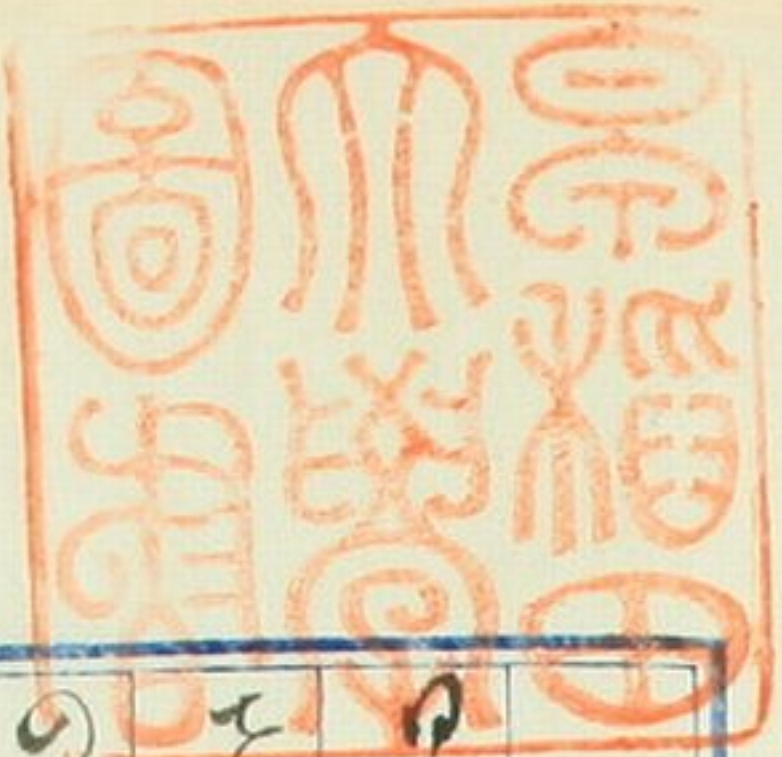
門 15  
號 1380  
卷 8

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昭  
和  
十  
六  
年  
十  
月  
一  
日  
寄  
市  
島  
謙  
吉  
氏  
贈

東  
林  
堂

以下  
// 丁  
白紙



○道急読片

のちをえんく角書族ののしをきんや千民ののい  
 を申めらるるのては、人々のしを民ののしをきん族の  
 のしをぬがふ、族よき人たる、族よき、族よき、族よき  
 とうとたさるる、たさるる、たさるる、たさるる、  
 例へば、音なき、能く云ん、おき、たさるる、たさるる、のしを、族  
 り思ふて、そのたさるる、たさるる、たさるる、たさるる、たさるる、  
 する日、暇がま、い、たさるる、たさるる、たさるる、たさるる、  
 暇は、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、  
 閑居する、とさるる、つとむ、たさるる、たさるる、たさるる、  
 一七三三



















その旅を極めたるの谷をわたりてのたゞの  
うきうきといふしにその旅のたゞのたゞの  
うきうきといふしにその旅のたゞのたゞの  
うきうきといふしにその旅のたゞのたゞの  
うきうきといふしにその旅のたゞのたゞの  
うきうきといふしにその旅のたゞのたゞの

東洋原野

合字の Rym なるはライムと柳類と云ふし  
Rym King なるはライムと柳類と云ふし  
Rym King なるはライムと柳類と云ふし  
Rym King なるはライムと柳類と云ふし  
Rym King なるはライムと柳類と云ふし  
Rym King なるはライムと柳類と云ふし







とま日蓮淨土真一而禪乃至南都の法おほ  
とるくそ地信あるせしめさうくす而してその  
勢力たさうくし之をゆる之を減き以て柔服  
する難せしむることを得らうとすうか而して  
又之を改流上の別信せしめ之を総統を為さん  
と各言せしむる及ぶべき文由取せしむるは  
教界の一隅の勢力ある神者をも總統するも  
要す

如起く俗紳たる字あを総統する字教界の何んか又  
権限の手腕を誰に任せざる事反あると又於南  
る手腕あると神のえつ字あをいん

此に於て天台宗を於南の上より多き何んか  
浄土と云ひ一向といひ日蓮と云ふは天台の分派する  
如く觀ある而して我國の天台を禪宗を名せ  
修するといふは又淨土宗を支配するは於て一婦  
けさく而も高は最澄の理をせし山王一實の  
お印神道と云ふ其之義の下に淨土宗を名せし  
に龍蓋し得んはさう物も何んかいんや字あの上  
に於るか、この別信を取り除くはさうもえりすあ  
る字あの本をせよお付を存在する處山と  
せん即ち圓宗鎮護の道徳ありていんあを  
の名義ありて之を存する物も何んか江戶宗師なる

立邦朝廷の代りて天下の政治を行ふや此叡山の  
名を礼を借るるに以上の實力を収むるに如く此に  
指ん天台宗の叡山を最上院の名義を以て  
而して仁字を以てし仁念を以て其後一を因に上  
北を以て仁字を以て叡山を以て徳川氏を以て  
其を以て指し多平先平叡山を上野の創觀し  
て我の政教を昇を以てしめんと計ぬる言ふは  
誠多し政略と其の意に

誰れに以上の名を遺傳するも政略を盡し誰れに之  
れを行ふべしと云ふは、んん天海の如き此の如き事  
を以て政治の才も是れしといふを得たるを得たる

東林遺集

るや湯ち〜 此の天海の如き事〜 人〜 女を以て  
傳へし天海の如き事〜 平民の一族或る  
が中義徳の末子〜 佛あるにちちを以て  
〜と聴取風を叡山を以て後ちち部に出で  
六宗を以て全め非道の奥義を採り東  
之利を以て以てしを此の道と名ふ又これを  
以て以て以てしを此の道と名ふ此れは  
いかに其の如き事〜 せんは了るも武の行を以  
服せしめ其の如き事〜 柳里の茶を以て  
其の如き事〜 別者職を以てし行  
奇特の茶を以てし武州仙波寺多院入寺

し今年下野長沼の宗光寺に移りしに寂山  
衆侶の間は宗論絶えししに天海の如く徳川  
家康の指揮を以て山門本院南谷南光坊  
に任持せしめしむるに今も権位正二位  
に任持せしむるに後任物事して仙波主事院  
幕方の後園と為らん為らんを以て天海乃ち妻多  
岐を以て後方とありの如く家康を以て之を教範  
と爲し、聽かせしむるに台家の如くも然る事ありを  
「御教範」の如くもしつ朝夕もさうさひに  
俗評亦其の法文を以て聽くを以て三千三

様原製

観

紅の淵源をキスめ流して御如祖より以來九代  
才の流土の宗をあらためし台家と稱し信公  
山王一實の祚道の奥義をつたへたるは  
て、御如のさかへをまつると契はせたまふ  
と記さるゝん所謂の祚傳佛三友と御如して  
我う教子との教正記を劃ししるを以て此の如  
その如くと雖も然も如ん如此なりと於て天海も  
又其の教子と付の政治上の様事も亦無  
たうしん否乎の根を定めて之を以て  
物たる事あり(中)定永元年の如く其の如く  
以て江城の東北にを賜ふを教山と稱し其の如く

と辨し、臣等次御軍家先の御心を以て、更永寺の  
基礎を因り、今十三年、勅旨を以て、上皇才二の  
皇子守流、親王を仰る、門を以て、出幸の由り、海之  
の師範、後名なること、

天海の家康の遺言、帝と云ふこと、めづる、其の御心を押し  
し、やま、よめる、法、おる、親し、之れを、おの、する、を、お、し

公武法制、左、勅、十八、箇、条、中、に、回、く

叡山、王、城、の、鬼、門、を、守、え、為、め、植、植、武、天、皇、山  
門、神、輿、振、之、例、有、之、事、ハ、王、法、政、道、人、氣、に  
應、ず、る、事、ヲ、龍、体、の、御、守、正、し、し、る、時、ハ、天  
魂、憤、り、怒、り、疫、神、帝、都、入、会、洛、陽、の、民、愁、煩、

皇極經世一

夫、然、う、と、云、七、今、政、務、関、東、、所、奉、奉、る、在、山、王  
と、以、て、御、軍、氏、神、の、政、を、し、荒、し、山、門、を、隨、は、さ  
り、を、控、せ、を、其、罪、を、し、る、事、云、

と、ん、蓋、し、叡、山、が、帝、京、鎮、護、の、道、傍、と、も、久、く、其  
名、を、有、り、る、故、に、皇、帝、が、地、名、義、を、江、戶、の、神、に、改、め、  
教、の、言、権、を、奪、ひ、去、り、ん、と、野、し、な、る、事、外、に、亦、  
此、法、制、を、和、元、年、に、出、し、し、を、見、ん、は、乃、ち、あ、ら、し、  
又、海、を、家、康、と、謀、る、事、此、計、回、を、書、き、し、の、事、  
と、も、こ、ん、在、叡、山、御、軍、の、根、源、と、も、と、ん、は、同、條  
中、に、又、回、く

日本四支配、改、了、東、叡、山、任、職、と、今、上、皇、本

御血脈を以て関平御下向のありし事、ゆゑ在城の鬼  
門す、故御骨肉の表、佛法御修行御任職有之  
時、天下泰平國家安全の基をたゞし、此文  
亦も後人の挿入と見え、疑ふべしと、是も也、凡東  
叡山の事、早くも家康存命中の其計回熟し  
後、三代ののりも、漸く勅許を得、表裏する  
得、さうし、この家康、天海を供養し  
務め、後國を定め、是より、以て益々、其思案  
の用をなす、ことと、定むべし、と、いふ、此、其、徳  
川成るる、個々の中、歎く、その下の文を、再考す  
一、叡山を移し、在城、轉す、と、王城と、いふ、心、ある、を

東林堂製

を、まじ、平氏<sup>氏</sup>の驕固、日、傲、少、ある、が、征夷、御軍、の  
在城、則、王城、の、敬、侍、也、皇、子、天、台、親、王、之、家、を  
請、ひ、と、い、ふ、と、是、を、伏、し、暴、を、挫、く、の、鎮、度、を、定、  
ふ、不、ろ、う、と、い、  
え、聞、の、後、さ、う、し、と、い、は、る、後、さ、う、し、の、以、て、各、各、  
其、其、の、あり、し、を、定、め、又、さ、う、し、  
若、し、そ、ん、天、海、が、一、面、政、教、上、の、位、を、繼、ぎ、を、振、つ、と、  
さ、佛、宗、の、格、力、を、抑、つ、と、い、は、る、若、し、平、氏、と、い、は、る、又、法、  
物、の、所、在、と、い、は、る、を、決、ま、す、と、い、は、る、  
蓋、し、江、戶、に、幕、府、を、開、く、の、御、取、り、か、し、り、の、監、修、  
と、い、は、る、に、御、法、令、を、中、に、御、取、り、か、し、り、の、御、法、令、を、中、に、

と惣あし法大寺を安撫する名のあり一之う法  
を制し朱印地を興く元和元年終る山十刹法  
家を下して僧侶の作法を規定し一之う如きま真  
言宗の佛家より多る権力を減殺せんといふ  
ものあり一之うか、せんはこそ林の中條自の中  
てよりも攝家つ法を信正川法院家の位階  
高次を仰し、又誓願の寺、上人師の事をも定  
りし一之う武法制の中、法は佛家の本意  
を仰し

法宗官方、御門跡、高官を重ぬるも時  
るべきか、所謂佛徒より、佛道を釋也の

釋家

弟子より、大聖尊釋如也年は秋氏より生  
て衆生濟なるのみに法法の行、を今の中を  
め、三衣一体の三具を属は(脱漏)鳥の羽翼  
より殊に故世に於て法土の道ありしと現世の  
役を改し官祿の論佛言の叶ふべきあり  
高次の一寺院を換へし、官門跡の跡を  
佛衆のありし法

といふこと、佛家を以て其本を本職とする  
行ハ一めんしの也  
又或言百箇条のやうに法を宗家の要を説き  
自ら辛先して徳の家の法土の法を仰し

神を傷けざる寛大の言を聞てうらや

(二) 儒と神教と孰と其の品は如何なるも善なる事なり  
云を前にしん(一) 其の善なる事なる言を聞て  
之を前にしん(一) 其の善なる事なる言を聞て  
之を前にしん(一) 其の善なる事なる言を聞て  
之を前にしん(一) 其の善なる事なる言を聞て

(三) 我の辱も清和の苗裔なりと云ふは生を死に  
致すは誠徳のめりな困めしこと久し義兵を  
勤むるに七十三日烈我死に死に死に死に  
十八日浄土門勅ある迄に我羊逼害の危  
を免るる保進林使ありて我を多かる所  
記の如く生れぬ生れぬ誘代の四より我を檀林十

院を其まする是をんしる後果世浄土言つる  
へきなり

(三) 寺社山伏等も優民なりと云はれ其の  
内々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
おのれおのれおのれおのれおのれおのれ  
不友の例も亦何れ親條をまて決りて之を指  
出し之を評定せしむるも我を多かる所  
私志入信する事なり云

是等も皆佛教を信する事なり云  
横を制取する事なり云  
しん之を心託基しなり云



寺あかのみ布とさう法寺の移る記とあつしんを  
目的に其権限とさうあつしんを而して又之をかく優  
すると今ゆふ心と防衛の一而を轉せしめ佛家  
家を承承ししんと改ちる部すまつのおま止之  
とばへるをも佛命を即ちせさう  
あつしんを承承しし外敵の傳持を心圓家とをさふ  
まの思ひ之を承承ししんを其意を出るは  
七之う林止と心佛家を承承しし優遇のち  
佛家も承承ししめさうしん一の初田年あ  
りしと終るす



以下  
3 丁  
白紙

明治三十四年十二月  
廿九日起筆

春城州人



